

## 金融先物取引業者の自己資本規制の骨格

### 1. 自己資本規制比率（金融先物取引法 82 条、87 条）

$\frac{\text{固定化されていない自己資本}}{\text{リスク相当額}} \times 100 \geq 120\%$	<120 業務改善命令 <100 業務停止命令
--	----------------------------

（注）100%未満となり、3ヶ月経過後も回復の見込みがない場合は登録取消しの対象

### 2. 固定化されていない自己資本（自己資本規制府令 2 条、3 条）

基本的項目	○ 資本金 ○ 資本剰余金 ○ 利益剰余金（又は欠損金） ○ 自己株式	控除資産	○ 固定資産（担保提供された土地・建物及び上場有価証券等を除く） ○ 繰延資産 ○ 預託金 ○ 顧客への立替金（2週間以上） ○ 関係会社株式等 ○ 前払金・前払費用 ○ 劣後ローン等の相互持合い分
補完的項目	○ 金融先物取引準備金（証券取引責任準備金） ○ 商品取引責任準備金 ○ 一般貸倒引当金 ○ 投資有価証券評価益 ○ 劣後特約付借入金 ○ 劣後特約付社債	固定化されていない自己資本 （資本－固定資産等）	

### 3. リスク相当額（自己資本規制府令 4 条等）

$$\text{リスク相当額} = \boxed{\text{市場リスク相当額}} + \boxed{\text{取引先リスク相当額}} + \boxed{\text{基礎的リスク相当額}}$$

- 市場リスク：保有資産の価格変動等により資産価値が目減りするリスク（①金利リスク、②外国為替リスク、③株式リスク、④コモディティリスク）  
（＝各リスクカテゴリーにおけるポジション×リスクウェイト）
- 取引先リスク：取引先の契約不履行等による損失リスク  
（＝与信相当額×リスクウェイト）
- 基礎的リスク：経常費用の支払い、事務ミス等、日常業務を行う上で留意すべきリスク  
（＝営業費用の3か月分）